

令和 8 年 5 月 2 1 日開会

民 生 環 境
常 任 委 員 会 会 議 録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

民生環境常任委員会会議録

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日 程

日 時 令和 8 年 5 月 2 1 日（木）
午後 2 時
場 所 米子市淀江支所 議場

- 1 開 会
- 2 所管事務調査
(1) リサイクルプラザ・米子浄化場の民間委託事業者の公募の内容について
(2) リサイクルプラザ再生工場の再生品の提供及び活用方法の変更について
- 3 閉 会

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

出 席 者（8名）

委員長	土 光	均	副委員長	勝 部	俊 徳
委 員	奥 岩	浩 基	委 員	今 城	雅 子
委 員	渡 辺	穰 爾	委 員	足 田	法 行
委 員	景 山	浩	委 員	山 本	芳 昭

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

欠 席 者（0名）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

説明のため出席した者

事務局長	深 田	龍	事務局施設管理課長	本 池	将
事務局総務課長	米 田	克 宏	事務局総務課長補佐兼 入札財政担当課長補佐	近 藤	隆
事務局施設管理課長補佐 兼浄化場維持担当課長補佐	小 林	祥 弘	事務局総務課企画情報 担当課長補佐	安 田	香 織
事務局施設管理課ごみ処 理施設維持担当課長補佐	安 田	憲	事務局施設管理課係長	西 谷	卓 郎
事務局施設管理課係長	熊 本	善 一 郎			

~~~~~

## 議会担当職員

書記長 瀬尻 かおり                      書記 伏野 哲彦

~~~~~

1 開 会

(午後 2 時 0 0 分)

○土光委員長 ただいまより、民生環境常任委員会を開会いたします。

協議に入ります前に、境港市議会選出の森岡議員の任期満了に伴いまして、新たに、境港市議会から足田議員が選任されておりますので、お知らせさせていただきます。

~~~~~

## 2 所管事務調査

**○土光委員長** それでは、日程 2、所管事務調査に入ります。

本日の調査事項は 2 件です。これらについて、当局より、順次報告を受けたいと思います。

はじめに、(1) リサイクルプラザ・米子浄化場の民間委託事業者の公募の内容についてを調査事項といたします。

当局の説明を求めます。

本池事務局施設管理課長。

**○本池事務局施設管理課長** それでは、資料 1 を用いまして説明させていただきます。こちらの資料につきましては、令和 7 年 1 1 月に方針決定いたしましたリサイクルプラザ・米子浄化場の民間委託につきまして、その公募の内容について、御説明させていただくものでございます。

まず、1 の業務概要といたしまして、業務名につきましては記載のとおりでございます。委託の方法につきましては、リサイクルプラザのほうは指定管理者制度、米子浄化場のほうは包括的民間委託をそれぞれ導入を行うものでございます。それから、提案上限額、業務期間のところでございますが、業務期間といたしましては 5 年間、提案上限額といたしましては、5 年間の総額をそれぞれ記載してございます。また、業務の範囲といたしまして、受託者、組合と分けて記載してございます。受託者につきましては、記載のとおり施設の運転、維持管理及び保全業務の一切をお願いするものでございます。組合の事務の内容につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、２、募集要項の主な内容を記載してございます。記載している内容といたしましては、参加資格の要件等をまとめてございます。まず、参加の形態といたしましては、単独または２社以上で構成する共同企業体の参加を可能としております。また、業務の受注実績につきまして、過去１０年間に類似施設の実績を有していることを条件としてございます。類似施設の内容といたしましては、記載のとおりでございます。リサイクルプラザ、米子浄化場、それぞれこのような類似処理施設の能力を有するものと条件にしてございます。続きまして、施設管理に必要な資格者の配置を条件としてございます。まず、専任配置と兼任可の非専任配置の資格の記載はこのとおりでございます。それぞれの有資格者の配置を条件としてございます。

続きまして、２ページ目でございます。３、仕様書の主な内容をまとめてございます。（１）要求水準ということで、各業務には、維持管理上の目標基準を定めまして、受託者の創意工夫により、最も効果的な手法で業務を遂行していただくことをお願いしております。その成果の達成状況につきまして、本組合が評価・監督することにより、運営の効率化と業務の品質を確保することとしております。その下の欄には、各施設の環境基準を記載してございまして、リサイクルプラザのほうでは、臭気などの環境基準、最終処分場埋立基準の遵守、特に一番下に書いてございますリチウム蓄電池に起因いたします火災対応体制の構築を目標基準に定めてございます。また、浄化場のほうにつきましては、放流水質、悪臭物質等の環境基準の遵守などを目標とし、記載してございます。

続きまして、目標基準の未達成時の取扱いを定めまして、適切な管理を促すようにしております。

続きまして、施設の維持管理を含みます保全管理の考え方でございます。まず、リサイクルプラザのほうは、新施設の建設計画が５年延伸に伴いまして、次期業務期間でございます５年間への移行を見据えた施設の性能維持を原則といたしますが、施設の存廃方針に伴いまして、補修計画・費用が変動する場合は、協議により決定し、必要があれば減額対応するような取決めにしております。

それから、浄化場のほうにつきましては、こちらは１３年度末の下水道処理施設への統合により、稼働停止を見据えまして、極力、新品への恒久更新の抑制ですとか、合理的な応急処置や中古品や代替品の活用を優先した補修工事計画の提案を求めるものでございます。

続きまして、業務のモニタリングでございます。まず、施設の管理を行っていただく受託者によるセルフモニタリングを実施いただきまして、その結果に基づき、本組合が定期的に確認・評価をしていきたいと考えてございます。

続きまして、（２）経費負担及びリスク分担の主な内容でございます。まず、経費負担の面でございますけども、受託者の負担といたしまして、業務履行に必要な一切の費用ということでございます。それから、組合の負担といたしましては、

租税公課に係る費用ですとか、天災その他不可抗力、関係法令改正に直接起因するような内容につきましては、組合の負担としているものでございます。

続きまして、リスク分担の面でございます。受託者としたしましては、受託者の管理に起因または帰属するもの、また、日常的な施設の運転・保守管理など要求水準及び目標基準に起因するものなどは受託者に負っていただきまして、併せまして、一般的な社会情勢の変動による経費の変動も受託者のほうで負っていただくというものでございます。組合としたしましては、組合が行っていく政策・制度変更、また、天災その他不可抗力によるものは、組合が負うということとしてございます。ただ、その中でも協議事項としたしまして、昨今の著しい物価上昇によりまして、業務継続に支障をきたすおそれがある場合があるとき、施設の老朽化などによる故障対応などにつきましては、原則、受託者負担ではございますけれども、協議したうえで決定する流れとしてございます。詳細な経費負担及びリスク分担につきましては、資料1の別紙1、別紙2を添付してございますので、後ほど御確認いただければと思っております。

続きまして、3ページ目、4、選定方法でございます。こちらの表にまとめてございますが、今回の事業者の選定につきましては、両施設とも廃棄物処理施設の運転、維持管理、それから、保全業務など、多様で特殊な業務区分を含むものでございますので、学識経験者の皆様方が直接、委員会で評価いただくことは、なかなか困難であると考えまして、組合職員等にて構成する評定員におきまして事前評定を行う形を取りたいと考えてございます。

(2) 選定の概要でございます。リサイクルプラザ・米子浄化場の両方につきましては、事務局のほうで必要資格等の書類審査を行いまして、この審査を通過した受託者につきまして評定を行っていくという流れでございます。この評定員の構成としたしましては、5名で構成する評定員により、申請者の評定を実施する流れでございます。

それから、委員会のところでございますが、リサイクルプラザにつきましては、指定管理者候補者選定委員会という形でございます。浄化場は、プロポーザル選考委員会という形を設けておりまして、指定管理者のほうは、諮問に基づいて審議、答申を行う形となっております。それから、プロポーザル選考委員会のほうにつきましては、評定の妥当性を検証し、優先交渉権者の順位付けを行うということで、それぞれ2回、もしくは3回の開催を想定してございます。それぞれ候補者を選定いただきまして、リサイクルプラザにつきましては、議決による決定、米子浄化場につきましては、正副管理者会議の承認という流れでございます。

続きまして、4ページ目でございます。5、選定基準を記載してございます。それぞれの申請者から提案されました事業計画書の記載内容から4項目を評価いたしますが、民間委託につきまして地域経済の活性化を考慮いたしまして、圏域内企業の優先活用ですとか、地元住民、既存職員の優先雇用を評価項目として追

加してございます。次の表に評定項目の抜粋を記載してございます。詳細は、資料１の別紙３、別紙４に記載してございますので、後ほど御確認いただければと思います。

評定項目の１番目の項目で１５点と５点というふうに評定点が分かれているところでございますが、この表の下備考欄に記載がございまして、それぞれ、リサイクルプラザ、米子浄化場において業務で扱う情報に差がございまして、この点数が変わっているものでございます。それ以外の２から５の項目につきましては、同じ廃棄物処理施設でございますので、同じ項目とさせていただいております。

続きまして、６、公募から選定までのスケジュールを記載してございます。（１）がリサイクルプラザ、（２）が米子浄化場でございますが、本日、説明させていただいた後、６月から両施設とも公募を開始いたしまして、事前に資格審査、書類審査を経まして、リサイクルプラザのほうは、大体８月中に評定を行います。その後、９月に選定委員会を開催いたしまして、１１月の議決をお願いしたいという形でございます。それから、浄化場につきましては、８月から９月に評定を行いまして、１０月の選考委員会で優先交渉権者を決定していきたいという流れでございます。両施設とも１１月には受託者が決定する流れでございます。資料の説明は以上でございます。

**○土光委員長** 当局の説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いいたします。

今城委員。

**○今城委員** １ページ目、募集要項の参加資格要件等のところの必要資格等のことなんですけれども、あまりないだろうとは思いますが、専任配置のところっていうのが、お１人の方で２つ３つの専任に必要な資格を持っている場合とかでも、これは１人でその資格があれば、良いということによろしいですか。

**○土光委員長** 本池事務局施設管理課長。

**○本池事務局施設管理課長** 委員がおっしゃるとおり、それぞれの資格を有していらっしゃる方が併任ということでも可能という形にしてございます。

**○土光委員長** 今城委員。

**○今城委員** 分かりました。

それで専任配置の方と非専任配置の方というところも兼任可というふうに書いてあるので、それぞれの資格が兼任可ということと、同時に専任の方とも兼任可という考え方なのでしょうか。

**○土光委員長** 本池事務局施設管理課長。

**○本池事務局施設管理課長** こちらのほうもおっしゃるとおりでございまして、それぞれ兼任をしていただいて問題ないという考えでございます。

**○土光委員長** 今城委員。

○**今城委員** 分かりました。

なぜこういうふう聞いたのかというと、なかなかないと思うんですけども、1人で全ての資格をもっているという人が配置されたとなると、あと構成される人数とか技術者さんはいなくて、言ってみれば1人が技術者ですと、全部兼任していますということがあって、今のお答えでいうとその他の従業員さんですとか構成の人たちは、実は素人さんですというような場合があるのではないかと、そういう可能性もないとは言えないというふうに思うわけです。

そういうときにその方たちが、このそれぞれのお仕事をやっていただけるといふ適切な資格であるとか、必ず大丈夫ですということが担保できるんでしょうか。全ての資格を持っている1人の技術者の方がたまたま風邪をひいて熱が出たいうときに、技術者でない人たちがそこにずっといるということが起こったときに何かがあればいいけれど、そういうときにどういうふうな担保ができるのかというところは、どのように判断されるのかということを知りたいんです。

○**土光委員長** 本池事務局施設管理課長。

○**本池事務局施設管理課長** この辺りの体制につきましては、提案説明の中で、適切な人員配置の評価を評定する項目がございまして、その中で、おっしゃるとおり1人でこれらのものが全部できるというわけではありませんし、当然、体調不良などで、休まれた場合の代替措置ですとか、そういった対応で、きちんと施設の管理体制が維持できるというところも判断するような評定基準を設けておりますので、その中で判断して、適切に見ていきたいなと思っております。

○**土光委員長** 今城委員。

○**今城委員** よろしくお願ひします。御存知のとおり土木関係とかでありましたら、工事等に関しては、専任で技術者を配置しないといけないと決まっています、その人が何かあって、今日来られないとなったら、その都度、その都度、同等の技術者を届け出ないといけない。たしかそういう規則になっているはずですが。

専任配置に関しては、「当該資格者が不在となった場合は、速やかに」と書いてあるんですけど、ここでいう「速やかに」とはどういうレベルの速やかなのかということも考えると、そういうことができる人が1人ではない形にきちんと配置をして、どういう体制になったとしても、それぞれのその業務名としての内容をきちんと維持していけるということが間違いなく担保できるということを、しっかりこの公募の段階で確認をしていただき、また、先ほど説明するというふうにおっしゃっていたんですけど、例えば、誓約というのは難しいと思うんですけど何かの形できちんとそれが理解できているし、そのようにしますというところを担保してもらえそうなことをしとかなないと、いや実はいなかったみたいなことが起こったときの責任はどこにあるのかということに、やっぱりなると思うので、そういうことは事前のところからきちんとお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

それともう1つですけれども、そもそもの問題としてということが、申し訳ない感じですけども。評定のところに入っている法的な問題等を、どのように検討するのかと思うんですけども、そもそも論として、昨今の様々な米子市でもありましたような事件などを考えると、この業務に関連しての法的な問題とかは当然分かっているという前提でスタートするんですけど、もっと上位の、例えば地方自治法であるとか、刑法であるとか、そういうようなところでやってはいけないということを、この構成の皆さんがやっている、やっていたけど私たちは知らなかったんですみたいなことにならないようなところも、評定になるかどうかは別ですけども、コンプライアンスというのは、この業務に関するコンプライアンスだけじゃないんだということをしっかりと先様に理解していただいた上で評価をしますというところは、お伝えしていただきたいなというふうに思います。

同じようなことが二度三度いろんなところで起こってきたなんていうことを西部広域ではしたくないと私自身も思っていますので、しっかりとその辺はお願いしたいということで、以上で結構です。

**○土光委員長** 深田事務局長。

**○深田事務局長** 今城委員さん、御指摘をありがとうございました。

まず、最初におっしゃられた体制の件でございますが、指定管理者制度ですか、包括的民間委託のほうで応募者の方から人員配置表というのを出示してもらうようにしておりますので、そこは遵守してもらうように我々も目を光らせていきたいと思います。

また、法令のほうでございますが、この業務に関することは当然でありまして、なかなかそこから上というのは本来であれば、あえて言うことではないのかもしれませんが、近年の事例を鑑みまして、そういったところについても評定項目がございますし、確認していきたいと思います。よろしくお願いします。

**○土光委員長** ほかにありませんか。

渡辺委員。

**○渡辺委員** 確認の意味で、この浄化場の包括的民間委託ですが、米子市も包括的民間委託に今はなってますけど、その違いというのを教えていただけますか。

**○土光委員長** 深田事務局長。

**○深田事務局長** 違いということで申し上げれば、隣にあります米子市の下水道処理施設と米子浄化場ということで、これは以前にも御報告させていただいたかと思いますが、令和14年を目途に施設のほうを統合することで考えております。

現在の米子浄化場では、それぞれの管理業務をばらばらで委託してございますが、それを包括的にまとめて、5年というサイクルで米子市の施設と統合されるまでの間、包括的に委託させていただこうというものでございます。

**○土光委員長** 渡辺委員。

**○渡辺委員** なぜ伺ったかという、2の募集要項で過去10年間に類似の処理

施設の維持管理及び補修工事を含む保全業務の実績を有していることと、5の選定基準で、圏域内企業の優先活用というのがあるんですけども、その違いが聞きたかったのは、米子市の包括的管理は大概、共同企業体、J Vで頭にくるのは、メーカーですので、いわゆるクボタであったり、住友重化学とか、メタウォーターとかで、あとは下につくみたいなんで、言ってみれば、そういった企業が県外での実績があるということで出てきたんですけど、それとは違って浄化場なので鳥取県西部の企業も、過去10年にそういう基準に当てはまるのかという理解でいいですか。

○土光委員長 本池事務局施設管理課長。

○本池事務局施設管理課長 受注実績の部分でございますけども、こちらの実績につきましては過去10年というところで圏域内のみではなく全国での受注実績があれば良しとしているものでございまして、この実績をつけたというところでも、やはり施設の維持管理上、特殊な施設でございまして、やはり受注実績は必ず必要じゃないかというところを入れさせていただきました。

それとですね、受注実績として浄化場だけの実績ではなくて、参加資格のハードルを下げるという意味で、し尿処理施設に類似した下水道処理施設、終末処理施設の実績要件も踏まえて今回募集させていただくという内容になってございます。いずれかでございます。

○土光委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 ハードルが下がっていると、環境衛生事業公社とか、その組合に入ってるものは入るんですけども。ただ、包括的にやると、トップは、全国的に公募かけたら、きちんとやっておられるのは、そういったメーカーですけども、そうすると本当、この圏域内で入れるのは、下請けみたいな形になると思うんですけど、これは正しいですかね。

○土光委員長 深田事務局長。

○深田事務局長 すみません、もし質問の趣旨を取り違えていたら申し訳ありませんが、共同企業体の場合、この構成員のうち代表企業、構成企業のいずれかが当該実績を有することということで、条件をつけることとしておりますので、下請けという形ではなくて、構成員として実績がこの条件にないところでも、他の企業が実績があれば応募できると考えております。

○土光委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 J Vの形をとってくると思うんです。例えば、米子市の場合、クボタさんに後藤工業だったかな。それで、もう1個の住友重化学の場合、し尿処理業者の組合だったんですよ。

結局、5年で終わるんですけども、仕事は終わらないというのがあるので、4ページにあるように、地元業者をといるのであるならば、なるべく使っていただけるように要望しておきます。

○土光委員長 要望ということでもいいですか。

○渡辺委員 はい。

○土光委員長 ほかにありませんでしょうか。

奥岩委員。

○奥岩委員 ここで伺うのが正解かどうか分からないんですけども、それぞれリサイクルプラザ、浄化場の提案上限額を出してということなんですけども、御承知のとおり物価高なのかインフレなのか分からないんですけど、毎年、毎年、物価が上昇していく、人件費も含めてですけど、固定費が上がっていく中で、その辺りのところは今回の選定に関して、どのように対応されますでしょうか。

○土光委員長 深田事務局長。

○深田事務局長 この提案上限額でございますが、2月議会におきまして当初予算でお認めいただいた額でございます。

ただ、奥岩委員のおっしゃるように、今、アメリカとイランの戦争の影響もあるかと思いますが、非常に高いペースで上がっていることは事実でございます。

ここ数年の企業のものですと人件費とかのサービスの統計的なデータを見ますと大体3%前後、年間上がっておりますので、そういった範囲で、もし事業的に他の項目も含めまして、予算の中で続けていくことに何か支障が出てくることがありましたら、当然、協定に基づきまして協議の上、対応させていただきたいというふうに思っております。

○土光委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 ぜひ、よろしくお願いします。今、お話のあった中で3%ということだったんですけど、毎年それぐらいであれば、というのが正しいかどうか分からないくらいの数値であれば、上限内で何とかということもあるとは思いますが。別紙のほうを見させていただきますと、経済情勢とか社会情勢の急激な変動に対しては協議しましょうというようなことでしたので、このあたりで対応されるのかなというのは理解をしております。

ただ、選定基準のほう、両者にさせていただきますと、ここの委員会で言うのがいいのかどうか分からないんですけど、どうしてもこの選定基準のところに経費削減ですとか、節減ですとかそういったところの工夫が結構な点数で加点されるようになっておりますので、これがないほうがいいとは言わないんですけど、ここは当然のごとくしていただくのは当然なんですけど、とはいえ先ほど御答弁にありましたとおり、ある程度3%ずつ上がっていくだろう。もしかするとそれ以上かもしれないというところで、5か年どういうふうにやっていくかっていうのは都度、協議も含めましてこの選考のときからしっかしめておいていただけたらなというふうに思います。

実際、米子市のほうでも補正、補正とかなり上がってくる予算もありまして、数値を見ますと、3%なのか、もっと高い5%以上6%、10%近いようなとき

もありますので、そういったところは注視していただいて実際に実態に沿ってやっていただきたいですし、とはいえ、予算を何でもかんでもつければいいのかというわけでもないですので、なかなか判断が難しいところだと思いますが、先ほど御答弁にありましたとおり、都度、都度、委員会のほうで御報告いただきまして、いろいろと委員会のほうと職員の皆様とアイディアを出し合って対応していただければなというふうに思います。以上です。

**○土光委員長** ほかにありませんでしょうか。

勝部委員。

**○勝部委員** 勝部でございますよろしくお願いします。

2点お伺い申し上げたいと思います。

まず1点は、3ページの中ほどに記載してありますような選定委員会でございます。5名記載がございますけれども、私も分からないんですけど建築設備関係の専門家とか、こういう方を入れて6名にするというふうなことはお考えになる余地はないのか。それがまず1点。

2点目は、資料1の別紙1を御覧いただきますと、これも中段に（9）施設等の損傷・稼働停止に関するものとしましてですね。

最初に、いわゆるごみ火災等の防止についての責任の所在ですけれども、これはいわゆるマニュアル等がございましたら、大丈夫だっていうふうに記載があるんですけれども、ちょっとこの辺、よく分からないんでもうちょっと具体的に御説明いただければと思います。その2点です。

**○土光委員長** 本池事務局施設管理課長。

**○本池事務局施設管理課長** まず、1点目の御質問でございます建築設備の関係と、有識者というところでございます。

リサイクルプラザ、浄化場もですけれども、一般的な建物とは違いまして特殊な施設ということではございますけれども、その中で建築設備につきましては、プラント設備の割合に対しまして、かなり点数も少ないというところもございまして、過去に建築設備の保守、維持補修などはしっかりやっているところでございまして、外壁改修ですとか、防水改修なども適切に行った上でございますので、このあたりについての状況を見ていただくような有識者の方は、今回選ばせていただかなかったというところでございます。

続いての御質問でリスク分担の部分でございます。火災対応については、先ほど公募内容についてのところでも、若干、御説明した内容でございますけれどもより具体的なところでいきますと、当然ながら施設の管理にはいろいろ作業手順、マニュアル、要領というものが必要でございますので、それを作成していただいた上でそのとおりに行っていて、火災対応ですと、初期消火から大規模火災に発展した場合には、やむなく消防要請などをきちんと踏まえたような管理マニュアルを作成していただいて、その中できちんと対応していただければ問題な

いところが、そのマニュアルの遵守が不徹底だったりというところで起こしたリスクというのは、やはり受託者さんのほうにお願いをしていきたいというふうに思っております。

実際、現状は完全な直営ではないんですけれども、大規模火災に至らぬような初期消火できちんと対応ができておりますので、それを踏襲していただいて、受託者さんをお願いしたいなというところで今回このリスク分担とさせていただいたものでございます。

○**土光委員長** 深田事務局長。

○**深田事務局長** ちょっと補足させていただきます。

最初の質問は、選定委員会の中で高等教育機関の教授等ということで、まだ具体的に決定したわけではございませんが、鳥取環境大学あるいは島根大学の環境工学の専門家の方をお願いしようと思っております。

そういった方において、適正な公共施設の管理運営についても見識を持つ方を選ばせていただきたいと考えております。

○**勝部委員** どうも御答弁ありがとうございました。了解いたしましたので、以上で終わります。

○**土光委員長** 山本委員。

○**山本委員** 質問ですけれど、この資料1の別紙3とか別紙4に選定基準がありますが、それぞれ10点とか5点とか配点があるんですが、この例えば提案があるかという項目について、評価のほうをするならこういう基準があるとか、1ならこうとかですね、それとか、人件費の設定は適切かというような項目もあります。人件費がこの金額なら適切で5点であったり、これだったら1点とかいうような、この項目ごとにそれぞれの評価基準を設けておられるのかどうかお尋ねいたします。

○**土光委員長** 本池事務局施設管理課長。

○**本池事務局施設管理課長** 選定基準の御質問でございます。まさにおっしゃるとおりでございます。具体的に評価を行っていただく際に、このもう一段下の、先ほどおっしゃられましたような、この場合はこう、この場合ならこうというような形の考え方を整理した上で皆さん方に、統一的に評価がいただけるような形をとりたいと考えております。

○**山本委員** 分かりました。ありがとうございます。

○**土光委員長** 景山委員。

○**景山委員** 今の山本委員と同じ箇所ですが、例えば、資料1別紙3の4番「当該法人等が、事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。」というところの「(1) 法人等の経営状況に問題はないか。」といったようなところ5点になっているんですが。例えばここが0点の企業さんで、あとの点数が非常に高いというような場合に、かなり問題がある選定になってしまわ

ないかというおそれを感じるのですが、何かその基幹的な項目で点数がこれ以下であれば、そもそも足切りになりますよみたいな、そういった運用はなされているのか、いないのか、ということはいかがでしょうか。

○土光委員長 本池事務局施設管理課長。

○本池事務局施設管理課長 この評定基準の御質問、まさにその辺りのところを、これから先ほど説明させていただいた考え方の中で整理をしていって、やはり足切りですとか昨今の指定管理の継続性の問題というところがございますので、そのあたりは適切に対応ができるように考え方を整理していってまとめていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○土光委員長 今の答弁で、現時点では明確でない。これからそういうことを排除して、調査で決めていく。そういうことですか。

深田事務局長。

○深田事務局長 本来ですと、昨年行いました桜の苑の指定管理でも、ここの項目というのは応募者の優劣をつけるために本来考えておりました。

ただ、他事業で指定管理業務が停止したような事例もございましたので、そういったところについても、法人の方の経営状況の分かる書類というのは、代表企業と構成員、全て出していただきますので、そういったところに注視した上で、この下の細かい基準で選定の考え方というのを各評定員の方に目合わせしていただくための詳細なものを作りますので、そこで今、景山委員のおっしゃられましたことも含めて考えてまいりたいと思います。

○土光委員長 ほかにありませんでしょうか。

ほかにないので、質疑を終わります。

次に（２）リサイクルプラザ再生工場の再生品の提供及び活用方法の変更についてを調査事項といたします。

当局の説明を求めます。

本池事務局施設管理課長。

○本池事務局施設管理課長 続きまして、資料２を用いて説明させていただきます。

このリサイクルプラザの再生工場におきましては、廃棄物のリユースを目的といたしまして、搬入された廃棄物の中から再生品を回収しまして、希望者に抽選で無償提供している事業を行っているところでございます。

最近では、再生品の抽選申込件数の減少ですとか、特定のリピーターによる利用が多いなどの再生品の提供が圏域内の一部住民へのサービスとなっている課題がございますので、このたび、再生品の提供と再生工場の活用方法を変更することについて御説明させていただきたいという資料でございます。

まず、１に再生工場の設置目的として、条例から抜粋したものでございます。２番目のところの廃棄物の減量、再資源化及び再利用の推進が主なところでござ

います。

2の再生工場の現状と課題は、先ほど述べましたことを詳細に書いておりますが、再生品の提供、それから再生工場の活用ということで記載のとおりでございます。

また2番目の(2)の課題といたしまして、アの再生品の提供につきましては、リチウム蓄電池等を起因とする火災対策といたしまして、令和6年度から家電製品の提供を廃止いたしましたので、再生品の申込件数が減少している状況でございます。また、これに併せて特定のリピーターからの抽選申込みが多数見受けられるということで、一部の住民の利用にとどまっている状況でございます。利用状況の詳細につきましては、3ページの参考に記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

また、イの再生工場の活用につきましては、この再生品の提供を中心に行っておりましたので、本来であれば廃棄物の3Rに関わる有効利用というところがメインでございますが、これに対する啓発活動、啓発広報が不十分であり、適切な有効活用が図られていない状況でございます。

続きまして2ページ目でございますが、これらを3の課題への対応ということで、まず(1)の再生品の提供でございます。

こちらは抽選による無償提供を取りやめることといたしまして、再生品の確保が困難であることに加え、民間リユース事業者との連携が進んでいくことにより、再生品の確保がさらに困難になることが想定されておりますので、現在実施している無償提供は取りやめるということでございます。

一方で構成市町村のイベントなどへの提供というところで、構成市町村が開催されますイベント等でこの再生品の配布の要望がございましたので、イベントで無償提供を継続していきたいというふうに考えております。

続きまして(2)の再生工場の活用でございます。

アの表にまとめてございますが、民間リユース事業者の2社とリユースの促進に係る連携協定を締結いたしまして、廃棄する前にリユースにする、リユースを使うという選択肢を住民の方にお示しいたしましてリユースの促進につなげ、併せて、再生工場で民間リユース事業者を利用したリユースの促進についての情報発信を行いたいと考えてございます。

それからイの部分でございます。再生工場の新たな活用方法といたしまして追加したものでございまして、体験型学習会、それから臨時見学会の開催を行いたいと思っております。環境教育の一環としまして、表にまとめてございます。再生工場を活用し、ペットボトルの水平リサイクルの協定締結企業、こちらはサントリーグループとの連携によるリサイクル授業の実施ですとか、廃棄物の中から再生品の利用の体験学習会などを行いまして、有効活用を図っていきいたいと考えております。

また、ウの部分でございます。こちらがやはり広報が足りていなかったというところの反省から、ウェブサイトなどを利用した情報発信ということで、新たに交流サイトのSNSですとか、構成市町村の情報発信ツールを活用させていただいて、これらのリユースの促進ですとか、体験学習会の開催案内などについての取組を情報発信していきたいと考えてございます。

続きまして3ページ目でございます。4の今後の予定といたしましては、5月の下旬に民間リユース事業者と連携協定を締結いたしまして、5月から7月を周知期間とさせていただきまして、8月から再生品の提供の取りやめ、それから、新たな再生工場の活用方法へ変更して運営していきたいというふうに考えてございます。参考としまして利用状況、それから他自治体と民間リユース事業者との連携の状況、それから、これまでの経緯を記載してございます。後ほど御確認いただければと思います。説明は以上でございます。

**○土光委員長** 当局の説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いいたします。

特にないようですので、以上で当局からの報告を終わります。

~~~~~

3 閉 会

○土光委員長 これをもちまして、民生環境常任委員会を閉会いたします。

(午後2時47分 閉会)

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

民生環境常任委員長

土 光

均